田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン



矢 巾 町

はじめに

矢巾町では、「男女共同参画基本法」に基づき、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とする「田園都市やはば 男女共同参画プラン」を策定し、基本理念を「誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと輝ける元気なまちを目指す」として、男女共同参画施策を推進してまいりました。

これにより、男女共同参画についての意識が浸透するとともに、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的役割分担意識が少しずつ解消するなど、一定の成果を得たところであります。

そのような中で、平成23年3月11日に東日本大震災津波が発災し、復旧・復興に向け女性が活躍したことで防災分野における男女共同参画の必要性が重要視されるようになりました。また、ライフスタイルの多様化や家族形態の変化に伴い、育児や介護、就労をめぐる問題がますます深刻化するなど、家庭・仕事・地域を含めた新たな課題への早急な対応が求められています。

この度、「田園都市やはば 男女共同参画プラン」の計画期間が満了になることから、取り組み状況を検証し課題を明らかにしたうえで、本町の現状を踏まえながらその更なる施策の推進の事業に取り組むため、「田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画は、これまでの「田園都市やはば 男女共同参画プラン」の後継としてその基本理念や施策の方向性を引継ぎながら、男女が共に互いを尊重し、あらゆる分野において自分らしく躍動できるまちの実現を目指してまいります。

また、計画の推進にあたりましては、家庭・地域・企業・行政や町内の各団体に広く計画の周知に努め、それぞれの立場で自らが自発的に行動できるよう取り組みを進めてまいります。

この計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました「矢巾町男女共同参画推進懇話会」の委員をはじめ、各種団体や町民の皆様の御協力に対し、厚く御礼申し上げますとともに、計画の推進にあたり一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第	1章	総	論・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1.	計画	の策	定に	こあ	た	つ	て	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(1)	計画	画の』	必要	性		•		•		•			•	•	•		•	•		•	•	•			1
		(2)																									2
		(3)	計画	画の	期間	引及	び	名	称										•			•					2
	2.	計画	策定	のす	旨景										•				•						•	•	2
		(1)	世界	₹の፤	助き		日	本(の፤	動き	¥	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		(2)											•														5
		(3)	矢口	つり	の重	かき	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	6
		(4)	矢「	巾町	にま	らけ	る	最	近	の :	現	伏。	と言	果是	<u>頁</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
•	1.	基本 基本 1. 2. 3. 4.	理書男男職	共同 の様 にお]参 	・ 画の なり る多	・ の理 分里 多様	予て た	きの i)参) き	画方	i機 の	会 促	促 進	進 •			•									18
第	1. 2.	計 推進体 計画の 他の目	本制 (の進 [:]	の整 行管	備理	の遅	• 重搜	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
新	矢巾	町男変	女共	同参	画	プラ	ラン	· /	5	上	予另	刂事	丰業	ŧΕ	目標	.		•	•	•	•	•	•	•			24

資料編

資料 1	矢巾町.	男女	共同	参画	基	本	計	画	策	定	に	係	る	ア	ン	ケ	—	٢	調	査	結	果	
											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
資料2	男女共	同参i	画関	係年	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
資料3	男女共	同参i	画基	本法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
資料 4	岩手県:	男女	共同	参画	基	本	条	例		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
資料5	矢巾町:	男女	共同	参画	ī推	進	懇	話	会	設	置	要	領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
資料6	矢巾町:	男女	共同	参画	本	部	設	置	要	綱	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
資料7	矢巾町.	男女	共同	参画	ī推	進	懇	話	会	委	員	名	簿			•	•	•	•	•		•	67
資料8	矢巾町.	男女	共同	参画	本	部	員	名	簿	•	•		•			•	•	•	•	•		•	68
資料 9	プラン	の策?	定経	緯•									•										69

第1章 総論

1. 計画の策定にあたって

(1)計画の必要性

国では、平成22年12月17日に閣議決定された、「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」や「男女の人権尊重」、「男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」、「男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会」を目指し取り組みを進めてまいりました。また、平成25年7月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)やストーカー規制法の一部改正が行われ、DVの防止と被害者支援の取り組みもさらに進められてきました。

本町では、平成 18 年に「田園都市やはば 男女共同参画プラン」を 策定し、平成 27 年度までの 10 年間を計画期間として「人権の尊重」、 「参画機会の推進」、「連携の確立」の3つの基本理念から、誰もがかけ がえのない一人の人間として尊重され、男女がともに個性と能力を発揮 し、いきいきと輝ける元気なまちを目指し、男女共同参画社会の実現に 向け、意識改革の推進を図っていくために様々な取り組みを展開してき ました。

そのような中で、平成23年3月11日に東日本大震災津波が発災し、復旧・復興に向け女性が活躍する一方、女性であることにより困難な立場に置かれる場合も指摘され、防災・復興における男女共同参画の重要性が浮き彫りとなりました。また、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、この10年で様々な社会情勢の変化がありました。

このような社会情勢の変化等による男女共同参画に関する新たな課題に対応することと、この「田園都市やはば 男女共同参画プラン」の計画期間が平成 27 年度までとなっていることから、その成果を継承し課題を把握しながら、今なお根強く残っている固定的な性別役割分担意識や社会制度・慣行の解消を図るため、本町の現状を踏まえながら、男女

共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

このことから、「田園都市やはば 男女共同参画プラン」の内容を見直し、平成 28 年度を初年度とする「第2次矢巾町男女共同参画プラン」を策定することといたしました。

(2)計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、また矢巾町総合計画におけるまちづくりの方針「快適性と安全性を高めるまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本町の他の計画との整合性に配慮しています。

(3)計画の期間及び名称

計画の推進期間を2016年(平成28年)度から2025年(平成37年) 度までの10年間とし、社会情勢の変化や新たな施策への対応が必要に なった場合に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

それぞれの基本目標、基本施策ごとに年度目標を立て、その達成状況を毎年管理していきます。

また、「田園都市やはば 男女共同参画プラン」の後継としてその基本理念を引き継ぐために「田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン」という名称とします。

2. 計画策定の背景

「第2次矢巾町男女共同参画プラン」を策定するにあたり、世界、国、 県そして本町の男女共同参画の取り組みについての歴史を振り返るとと もに、社会情勢の変化に伴う新たな課題について確認していきます。

(1)世界の動き、日本の動き

◆国連における女性の地位向上の取り組み

世界における男女共同参画社会形成への動きは、1975 年(昭和 50年)の「国際婦人年」をきっかけに、女性の地位向上に関する取り組みから始まっています。

国連では、1976 年(昭和 51 年)から 1985 年(昭和 60 年)までを「国連婦人の 10 年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に始まりました。1995 年(平成7年)、北京で開催された第4回世界女性会議では、男女平等を基礎とした、女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「北京宣言及び行動綱領」を採択するなど、男女平等を基礎とした女性の地位向上に向けた国際的な取り組みが着実に進められてきました。

◆計画におけるジェンダー¹主流化

2005 年(平成 17 年) に開催された「国連婦人の地位委員会」では、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」の再確認と各国政府にさらなる行動を求めることを宣言し、ジェンダー平等や女性の経済的地位の向上等が決議されました。

2012 年(平成 24 年)に開催された第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント 2 」が決議されました。

これを受けて日本政府は、「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」³を策定し、政府開発援助(ODA)にジェンダーの視点を適切に反映すること、メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取り組みを報告するとともに、男女共同参画社会 ⁴ 実現に向け、国際社会・国際機関及びNGO等の市民社会との一層の協力強化について、強い決意を表明しました。

 $^{^{1}}$ ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。例えば「男性は外で働き、女性が家事をする」など。

² エンパワーメント:自分で自分自身の人生や置かれている立場をコントロールできる力をつけること。女性が政治・経済・家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる能力をつけ、パワーアップすること。

³ ジェンダー開発と(GAD)イニシアティブ:日本の開発援助のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込むための政策文書

⁴ 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画基本法第二条)

◆東アジアとの取り組みの共有

2006年(平成 18 年)、日本が主導し東京で「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに男女共同参画の重要性や取り組み推進にあたっての課題など各国からの報告とともにテーマ別討議が行われ、ワーク・ライフ・バランス⁵の重要性などが確認されました。

その後も取り組みは継続され、2013 年(平成 25 年)に北京で開催された第5回会合では、「ジェンダー主流化—成果と課題」、「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われています。

◆体制の整備と男女共同参画社会基本法の成立

1994年(平成6年)には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されました。

1996 年(平成8年) 12 月には同審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべく施策を総合的、体系的に取りまとめた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

さらに、1999 年(平成 11 年) 6月には「男女共同参画基本法」が制定され、「男女共同参画の社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。

また、2000年(平成12年)12月には、2010年(平成22年)までを見通した「男女共同参画基本計画」が策定され、2010年(平成22年)には「第3次男女共同参画基本計画」において、実効性のあるアクション・プラン⁶とするために、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新設の5分野を含む15の重点分野を掲げるとともに、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」に向けた取り組みや女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ⁷問題」の解消に向けた取り組みを進めています。

⁵ ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和。詳細については18ページに記載。

⁶アクション・プラン: ある政策や企画を実施するための基本方針。また、行動計画のこと。

⁷M字カーブ:日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし 20 歳代後半と 40 歳代 後半が山になる、アルファベットのMのような形になること。

◆女性に対する暴力防止の対策

2001 年 (平成 13 年) には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」が施行されました。

DV防止法は、2004年(平成 16年)及び 2007年(平成 19年)の改正を経て、基本方針も改正され、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター⁸(DV相談支援センター)設置が努力義務化され、対策の強化が求められることになりました。

また、2013 年(平成 25 年)には、保護の対象が交際相手に拡大され、 名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に 改正されました。

(2) 岩手県の動き

◆女性施策専門部署の設置

1979 年 (昭和 54 年) 4月に青少年婦人課を設置、1993 年 (平成 5年) に青少年女性課、さらに 2003 年 (平成 15 年) には青少年・男女共同参画課に改称し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。

1992 年(平成4年)3月には国の「新国内行動計画」改定及び「第三次岩手県総合発展計画」策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」が策定されました。

◆男女共同参画基本法に基づく条例や計画の策定

男女共同参画基本法の規定に基づき、国の基本計画に則った岩手県の男女共同参画社会づくりに向けた基本計画の策定と総合的な施策の展開が求められていたことを受け、2000 年(平成 12 年)には「いわて男女共同参画プラン」が策定されるとともに、2002 年(平成 14 年) 10 月には「岩手県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。

2005 年(平成 17 年)には、より効果的な施策の推進を図るため「いわて男女共同参画推進プラン(改訂版)」が策定され、さらに 2011 年(平成 23 年)には、2020 年度(平成 32 年度)までを目標年次とした新たな「いわて男女共同参画プラン」が策定されました。この計画においては、男女共同参画をリードする人材育成、家庭・地域・職場において個性と能力を発揮できる社会づくり、女性に対する暴力の根絶と健康支援を施策の基本的方向と位置づけ、総合的な施策を推進しております。

◆DV防止法に基づく計画の策定

2005年(平成17年)には、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が 策定されました。この計画は、2008年(平成20年)にDV防止法の改 正を受けて一部改正を行いましたが、2011年(平成23年)に新しい計 画が策定され、被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られ ることとなりました。

(3)矢巾町の動き

◆男女共同参画推進に向けた組織の設置と計画の策定

日々多様化する社会情勢を踏まえ、活力に満ちた地域社会を創造するにあたり、総合的な計画づくりが求められてきたことから、2004年(平成 16年)4月に、男女共同参画の総合的な計画の策定及び推進を図るため、町長を本部長とし、町の管理職で構成される矢巾町男女共同参画推進本部設置要綱と男女共同参画に関する施策の樹立と調査研究を図るため、町内各団体の長、有識者及び一般公募者から構成される矢巾町男女共同参画推進懇話会設置要綱を策定し、本格的な男女共同参画社会の構築に着手しました。

そして、2006 年(平成 18 年) 3月「田園都市やはば 男女共同参画プラン」が2006 年(平成 18 年) 度から2015 年(平成 27 年) 度までの10 か年計画として策定され、これまで様々な施策を推進してまいりました。

◆農業分野における男女共同参画

矢巾町では、農業経営の分野において 2001 年(平成 13 年)から 2002 年(平成 14 年)には農業農村男女共同参画推進事業(国の補助事業) に取り組んでおります。事業では、現在における農村の住民意識を把握 するためアンケート調査を実施し、シンポジウムや家族経営協定の調印 式を開催しました。2002 年(平成 14 年)度を皮切りに、毎年 3 組の家 族経営協定調印を目標に、農村地域における男女の役割分担を設けた男 女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

⁸ 配偶者暴力相談支援センター:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全確保や一時保護、自立して生活するための情報提供等の援助、被害者を居住させ保護する施設についての情報提供等の援助、保護命令制度利用についての情報提供等の援助を行う、都道府県が設置する婦人相談所や市町村が設置する施設。

(4) 矢巾町における最近の現状と課題

本町では、男女共同参画計画の策定の基礎資料とするため、平成 27 年 8 月 28 日、町内に在住する 18 歳以上の男女 1,000 名を無作為に抽出し住民アンケートを実施しました。

「矢巾町男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査」

○実施期間:平成27年8月28日から同年9月25日まで

○対象者:町内に在住する満18歳以上の男女

○対象者数: 満 18 歳~20 代 男女 各 100 名

30代男女各 100 名40代男女各 100 名50代男女各 100 名

60 代以上 男女 各 100 名

合 計 1,000名

4 対象者の選定:電算処理による無作為抽出

5 調査方法:平成27年8月28日に対象者宛に調査票を郵送。回答票

と返信用封筒を同封し、回答者からの郵送にて回収す

る。

結果、342名からの回答があり、回収率は34.2%となりました。

男女別に見ると、男性対象者 500 名に対し、回答者 153 名 (30.6%)、女性対象者 500 名に対し、回答者 189 名 (37.8%) となっています。以下、アンケートの集計結果とともに矢巾町における最近の社会動向と課題について見ていきます。(アンケートの集計結果については 24 ページからの資料 1 を参照してください。)

アンケートの内容は大きく6つに分かれており、それぞれの質問において男女における回答の違いが表れた結果となりました。

「男女共同参画」について

言葉を知っている人は 73.8%という結果となっており、およそ 7 割の方に「男女共同参画」という言葉は浸透しているという結果になりました。言葉も意味も知っている人は 43.1%という結果だった一方、言葉は知っているが意味はわからないという人は 30.7%ということで、男女共同参画の詳しい内容までは、まだまだ浸透しきれていないことが結果として表れました。

男女平等の意識について

男性、女性ともに不平等であると感じている方が一番多く、男性は全体の 51.7%、女性は全体の 56.0%とともに半数以上の方が不平等を感じているという結果になりました。

前回の調査時では全体の 60.2%の方が不平等を感じていると答えていましたので、若干の減少はあったものの、未だ不平等だと考えている方が多い結果となりました。

どのような場面において不平等を感じているかは、一番多かったのが「社会通念や慣習」で 32.6%、次に「就労機会・職業生活」で 30.1%、続いて「家庭生活」で 18.0%という結果になりました。上位2項目は、前回の調査から約3%増加しており、根本的な考え方から改善していくことが必要であるといえます。

日常的な家事の分担については、買い物や料理は「主に妻が行う」という回答が前回の調査時に比べわずかに減少しておりましたが、全体のおよそ6割を占めており、未だに「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方が残っていると言えます。しかしながら、「主に夫が行う」という回答が、前回調査時ではほぼ0%だったのに対し、食事で3.0%、買い物で5.7%増となっており、少しずつではありますが意識の改善がなされているともいえます。

職場環境で感じる男女間の不平等については、前回の調査時とほとんど回答の割合は変わりありませんでしたが、「女性は、家事と仕事を両方こなしている」の設問について、「こなしている」が 60.0%から84.7%に増加しているのが目立ちます。(注:前回の質問は「女性は、家事をこなしてから仕事をする」となっている。)このことから、社会進出する女性は増加したものの、家事の負担までは軽減されていないということが読み取れます。

男女間の暴力について

DV (ドメスティック・バイオレンス) ⁹ についての認知度は、言葉のみ知っている人を含めると全体の 96.2%と、ほとんどの方が耳にしたことがあるということがわかります。

その中で、実際にDVを受けたことがある方は全体の約37%とおよそ2.7人に1人の割合でDVを受けた経験があるということになります。しかし、その時相談をしたかどうかという設問では、家族や知人・友人に相談した方が33.0%に対して、役場や警察に相談したという方は5.4%とかなり低く、相談しなかったという方に至っては41.5%という回答率となっております。このことから、相談窓口の周知が不十分であること、相談しやすい環境が整っていないことが見えてきます。

固定的性別役割分担意識10について

夫(男性)は外で働き、妻(女性)は家庭を守るべきであるという考え方についての設問では、全体の回答から見ますと賛成派も反対派も約25%という回答でしたが、これらを男女別で見てみますと、男性の反対派が20.6%なのに対し、女性の反対派は28.4%と高くなっていることがわかります。女性のほうがこの考え方に対し、若干抵抗があるということが読み取れます。

男女が共に「仕事」「家庭」「地域社会」の両立を可能とするために必要なことは何かという設問では、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備や保育・介護サービスの向上を求める回答が多く、次いで給与・仕事内容等の労働条件面等での男女差の解消が挙げられました。

このことから、仕事を持ちながらも家庭に専念できる環境づくりが求められているといえます。

 $^{^9}$ DV (ドメスティック・バイオレンス): 配偶者 (離別した配偶者を含む)、内縁関係、生活の根拠を共にする 交際相手などから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的 暴力、社会的暴力などいろいろな形で身近に存在する。

¹⁰ 固定的性別役割分担意識:男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

女性と職業について

女性が仕事を持つことについて、およそ7割の方が持った方がよいと答えた一方で、女性が仕事を持ちながらも育児や介護を両立していくためには、職場の理解と協力が必要であると答えた方が25.0%と全体の4分の1を占めました。制度や労働条件を整えたとしても、やはり周囲の理解や協力が得られなければ、その制度自体を活用できないということが読み取れます。

このことから、現代の社会は女性にとって働きやすいかという設問において、どの選択肢も約3割の回答率とあまりはっきりとした違いが出なかったものと思われます。

社会の方針決定等への参画について

男女が、家庭や職場、地域や政治などあらゆる分野において参画するためには何が重要かについては、「女性の積極的な登用」につづき、「企業・職場への周知啓発」が選択肢の中では高い回答率を得ました。固定的性別役割分担意識の中でも触れましたが、「保育サービスの充実」を挙げている方も多く、仕事と子育ての両立が男女共同参画への近道であるといえそうです。

女性が社会の中で政策などの方針決定等に参画するためには、女性の積極的な登用が必要であると考えますが、それが進まない原因として、女性の登用に対する意識や理解が足りないと感じている方も多いようです。そこを改善していくために、女性が政策決定に参加することの重要性や必要性を啓発し、意識改革を進めていくことが重要であると考えます。

社会活動への参加について

仕事や学業以外に何か活動をしている人は全体の 62.3%と半数以上の方が活動をしていると回答しました。中でも多かったのがサークル・グループ活動で 21.5%、次いでボランティア活動が 10.4%という結果となりました。

参加していないと回答された方は 37.6%でしたが、社会活動に参加するために必要だと思うことについての質問では、「参加するきっかけ」と、「関心や意欲を持つ」と答えた方が合わせて全体の 42.6%となりました。このことから、各種サークル活動や交流会等について、様々な方法での広報周知活動が必要であると考えます。

前回のプランでは、「人権の尊重」、「参画機会の推進」、「連携の確立」の3点を基本理念とし、誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと輝ける元気なまちを目指してきました。これにより、地域活動への女性の参画推進、町内の幼稚園・保育園、小中学校を対象とした啓発活動、延長保育や休日保育の対応による女性の負担軽減の促進など、男女共同参画推進への継続的な取り組みが行われてきましたが、今回のアンケート結果から男女の不平等感や固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや、男女共同参画の意識啓発そのものやDVの相談窓口の周知が不十分であるなど、引き続き様々な課題が残っていることがわかりました。

第2章 基本構想

1. 基本理念

男女共同参画社会を実現するために、次の3点を基本理念とし、男女が共に互いを尊重し、あらゆる分野において自分らしく躍動できる、いきいきと活力に満ちたまちを目指します。

「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」 「女性の活躍支援」 「男女の人権尊重と暴力の根絶」

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げて計画を推進します。

	基本目標	施策の方向性
1	男女共同参画の理解促進	(1)男女共同参画に関する情報提供と 啓発(2)幅広い年代に対する男女共同参画 の教育と学習の推進(3)男女の意識改革推進
2	男女の様々な分野への参画機会の推進	(1)家庭での男女共同参画の推進(2)地域活動への女性の参画促進(3)女性の意識向上及び自立支援(4)防災における男女共同参画の推進

Ç	職場における多様な働き方の促進	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現(2) 子育て支援の推進(3) 介護支援の充実(4) 男女における健康支援
4	男女間のあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない意識づくり(2) DV予防教育の充実(3)あらゆるハラスメントの理解促進

基本目標ごとに、次の内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

1. 男女共同参画の理解促進

家庭や地域において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代が男女共同参画の意義やその必要性について理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動をできるようにする必要があります。そのために、男女共同参画についての知識の広い情報提供に努めます。

(1) 男女共同参画に関する情報提供と啓発

今回のアンケート調査で、「男女共同参画社会」という言葉の認知度を調べたところ、全体で 73.8%が知っていると回答しました。しかし、意味まで理解している人はそのうちの 43.1%にとどまっており、まだまだ理解されていないのが現状です。

男女共同参画についてより多くの方に知ってもらうためには、身近なところから興味関心を持ってもらうことが大切です。このため、窓口における情報提供や広報紙への掲載、また企業に対しての意識啓発など、今後も引き続き周知・啓発を進めてまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
男女共同参画に関する情報提供や広報紙等への 掲載	2回/年	4回/年	総務課
男女共同参画コーナーの設置	1回/年	2回/年	総務課
図書情報、パンフレット、情報誌等の展示及び 提供	12 回/年	12 回/年	社会教育課
企業団体に対する会議等での男女共同参画に関 する啓発	1回/年	1回/年	産業振興課
企業団体に対する男女共同参画セミナーの支援	1回/年	2回/年	産業振興課

(2)幅広い年代に対する男女共同参画の教育と学習推進

男女共同参画を推進するためには、人格育成の基礎となる幼少時から、家庭や学校において発達段階に応じた意識づけやその重要性について教育が必要です。また、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男女双方にとって有意義であることについて意識啓発を図る必要があります。このため、児童生徒が互いの性を尊重し、性について正しく理解を深められるよう、発達段階に応じた教育の充実を図るとともに、岩手県男女共同参画センター¹¹が実施する出前講座等を利用した、学習機会の提供に努めます。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
男女共同参画に関する出前講座の実施	適宜	適宜	社会教育課
各小中学校における保健体育・学級活動の時間 を利用した学習	100%	100%	学務課
思春期保健教室の開催	1回/年	1回/年	学務課 福祉・ 子ども課

(3) 男女の意識改革推進

今回実施したアンケート調査において、日常的に家事を負担しているのは未だに女性が多いということが明らかになり、固定的性別役割分担意識が根強く残っているということがわかりました。また、男女の平等感について聞いたところ、「不平等である」と答えたのは男性で 51.7%、女性で 56.0%となりました。男女の不平等を感じる分野として「社会通念や慣習」が最も高い回答率となっており、それを見直すことが男女共同参画の推進には必要不可欠と言えます。

そのためにも、男女共同参画サポーター¹² 認定者数の増加促進を図るとともに、サポーター認定後の活動支援を行ってまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
岩手県男女共同参画サポーター認定者数	20名	30名	総務課
認定サポーターに対する活動支援	1回/年	2回/年	総務課
男女が平等であると思う人の割合	30%	50%	総務課
男女共同参画についての認知度の割合	50%	70%	総務課

¹¹ 岩手県男女共同参画センター:男女共同参画推進の拠点施設として、平成 18 年度にいわて県民情報交流センター (アイーナ) 内に設置。県民を対象とした男女共同参画に関する情報提供、学習、相談、交流事業を実施している。

¹² 男女共同参画サポーター:地域において男女共同参画を推進するため、平成 12 年度から市町村の推薦を受けて岩手県が養成しているもの。岩手県が実施している男女共同参画サポーター養成講座の修了者を認定している。

2. 男女の様々な分野での参画機会の推進

男女共同参画の意識づくりにあたっては、家庭や地域等のあらゆる場面を通じて学習機会を設けることが重要です。また、東日本大震災の発災以降、本町においても防災への関心は高まり、またその分野における男女共同参画の重要性も高まっています。災害発生時は、特定の活動(避難所における食事作りやがれき処理・泥水処理等)が片方の性に偏ることや、避難生活において「女性用品や乳幼児用品が入手できない」等の防災・復興における男女共同参画の重要性が浮き彫りとなりました。

これを踏まえ、防災の分野においても男女共同参画の視点を取り入れるとともに、家庭や地域など様々な分野での参画機会を推進してまいります。

(1) 家庭での男女共同参画の推進

家事または育児・介護等の役割分担について、主に行っているのは女性であることが多く、未だ固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

社会で女性が活躍していくためには、男性の家事・育児・介護への参加が必要であることから、その意義や必要性について意識啓発を図るとともに、男性も参加しやすい講座等を開催し、男女の連携(パートナーシップ)強化に努めます。また、家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さについても意識啓発を図るとともに、家庭内において悩みを抱えている方に対しての支援体制整備を進めます。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
ひとり親家庭に対する相談窓口の設置や自立支援	随時	随時	福祉・ 子ども課
居宅訪問における児童養育支援	随時	随時	福祉・ 子ども課
父親も参加できる妊婦(母親)教室の開催	3回/年	3回/年	健康長寿課
親子ふれあい体験学習 ¹³ の開催数	38 回/年	38 回/年	社会教育課
子供夫婦との付き合い方講座の開催	1回/年	1回/年	社会教育課

¹³ 親子ふれあい体験学習:読書・芸術鑑賞・家庭教育学習等の親子参加型体験教室。幼稚園及び保育園(8園)並びに小学校及び中学校(6学校)の計14か所が主体となりテーマ設定や講師選定を行っている。

(2)地域活動への女性の参画促進

全ての人々にとって住みよいまちづくりを目指すためには、地域コミュニティの強化や各種団体との連携など、様々な地域活動において男女が共に対等な立場で参画し、男女の双方の視点から企画・実践していく必要があります。そのような活動に積極的に女性が参画していけるよう、啓発活動を行います。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
認定サポーターの活動実績把握	1回/年	2回/年	総務課
認定サポーターに対する活動支援(再掲)	1回/年	2回/年	総務課
女性サークル活動の支援	1回/年	1回/年	社会教育課
ボランティア活動の支援	1回/年	1回/年	社会教育課

(3)女性の意識向上及び自立支援

職場や地域社会において、女性の視点から見た気づきやそれに基づく政策は重要性を増しており、その女性が様々な分野で活躍するためには、能力開発や人材育成が必要であると考えます。そのため、女性職員を対象とした男女共同参画に関する研修機会を設け、能力向上に努めるとともに、出産・育児のために離職した女性に対する再就職機会を提供し、自立支援を進めてまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
キャリアアップ研修	1回/年	2回/年	総務課
女性起業家の育成、学習の支援	2回/年	2回/年	産業振興課
離職・休職、キャリアアップ等女性に対する学 習機会及び能力開発の情報提供	1回/年	1回/年	産業振興課
女性団体のリーダー研修	3回/年	4回/年	社会教育課
女性団体リーダーの学習の場及び機会提供	3回/年	4回/年	社会教育課

(4) 防災における男女共同参画の推進

これまでに災害発生時には、女性の視点からあらゆる場面で多くの女性が活躍しました。しかし、その一方で女性であることにより困難な立場に置かれる場合があることも課題として指摘されました。災害が発生した際に、男女の違い等に配慮した防災対策の実施や、災害対応における女性の役割が大きいことを考え、防災・災害現場における女性の参画拡大に取り組みます。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
町防災訓練への女性の参加率	25%	30%	総務課
自主防災会における女性役員率	100%	100%	総務課
女性消防団員数	20名	20名	総務課
防災・減災 ¹⁴ 知識に関する学習機会の提供	5回/年	6回/年	総務課

 $^{^{14}}$ 減災:震災などによる被害、特に死傷者をできるだけ少なくするよう事前に十分な対策を立てておこうとする考え方。また、その取り組み。堤防・防潮堤など構築物の強化だけでは防ぎきれないとして、地域住民と行政の協働による災害情報の共有、避難方法の周知徹底、物資の備蓄などを重視する。

3. 職場における多様な働き方の促進

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、仕事、子育て、介護などのバランスをとりながら生活をしていく必要があり、そのためには、育児や介護等に取り組みやすい職場環境の整備が求められています。町内の企業や団体へも積極的に周知するとともに、様々な生活スタイルの中で、自らの個性と能力を充分に発揮でき、男性も女性もすべての人にとって働きやすく、暮らしやすい社会づくりを推進します。

(1) ワーク・ライフ・バランス 15 の実現

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」という意味ですが、 今回実施したアンケート調査において、男女がそれらを両立するためには 「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「保育・介護サー ビスの充実」が必要であるとの回答を多く得ました。女性が過重な家事負担 を負うことなく仕事と家庭の両立ができるよう、これらの整備を進めるとと もに、男性の主体的な家庭生活への参画を進めていくほか、各種審議会や管 理職への女性登用促進など、方針決定への女性の参画拡大を含む積極的改善 措置(ポジティブ・アクション)¹⁶等に取り組んでまいります。

また、本町では農業に携わる家庭が多いため、家庭内における役割分担や労働時間などの就業条件を明確にし、女性が意欲を持って農業経営に取り組めるよう支援します。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
管理職のロールモデル 17 形成における認識の共有	1回/年	2回/年	総務課
職場におけるメンター制度 18 の導入	3人	5人	総務課
町女性管理職の登用率	25%	30%	総務課
家族経営協定 19 の締結推進	3協定/年	3 協定/年	産業振興課
家族経営協定等の認知度向上に向けた研修会の開催	1回/年	1回/年	産業振興課
新農業者年金制度の新規加入者の推進	2 人/年	2 人/年	農業委員会

¹⁵ ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。(仕事と生活の調和推進官民トップ会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(2007.12)より)

¹⁶ 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション): 一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。(内閣府ホームページより)

¹⁷ ロールモデル:将来像を描いたり、自分の職業上の生活設計を考えたりする際に参考とする役割モデル。

¹⁸ メンター制度:職場において、経験豊かな先輩社員が双方向の対話を通じて、後輩社員のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して個人の成長をサポートする制度。具体的には、仕事上の課題や悩みなどに耳を傾け、相談に乗る。そして、相談者が自らその解決に向けて意思決定し、行動できるよう支援する。

¹⁹ 家族経営協定:家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、就業条件などについて、家族間の十分な話し合いによって取り決めて文書化するもの。

(2)子育て支援の推進

女性の社会参画が進むにつれ、保育や子育てのニーズも多様化し、また少子化対策の視点からも子育て支援の充実は特に不可欠となっています。そこで、子育てに関する情報提供や、放課後・休日における児童館の利用促進を進めてまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
児童館の日曜・休日の地域への開放	4 日/月	4 日/月	福祉・ 子ども課
放課後児童クラブの設置数上昇	5か所	5か所	福祉・ 子ども課
子育てサポーターの育成	5人	5人	福祉・ 子ども課
父親を対象とした育児講演会等の開催	2回/年	2回/年	福祉・ 子ども課
町男性職員の育児休暇等の取得率向上	15%	20%	総務課
勤務時間制度や休業制度の利用促進	1回/年	1回/年	産業振興課

(3)介護支援の充実

(2)と同様に介護支援のニーズも多様化しており、介護についても正しく知識を得て男女が共に協力していけるよう、支援する必要があります。そのため、介護サービス体制の整備や、介護の知識・技術を習得できる講座の開催等を進めてまいります。また、退職後に生きがいを失い、外出回数が減ることの予防策として、高齢者に対する社会参加の促進を進めてまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
居宅介護者に対する介護相談の実施	随時	随時	健康長寿課
居宅介護支援体制の強化	随時	随時	健康長寿課
介護予防教室(運動、栄養、口腔)の実施	200 回/年	200 回/年	健康長寿課
介護講座開催	6回/年	6回/年	健康長寿課
青松学園大学 20 会員数の増加	580名	600名	社会教育課

²⁰ 青松学園大学: 急速に変容する社会と高齢化社会の進展に対応するために「高齢化を生きる知恵」「高齢者の 役割と社会参加」「生きる喜び」を促進する場として、主に町公民館と田園ホールで開設している公開講座。

(4) 男女における健康支援

女性は、妊娠・出産や、女性特有の病気等にかかる可能性があるなど、生涯を通じて様々なライフイベントがあります。男女は異なる健康上の配慮が必要であり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)²¹」の視点から、ライフステージに応じた健康づくりや性差に応じた健康支援を行うとともに、女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策を推進してまいります。

スポーツ分野においては、生涯を見通した健康な体作りを推進するため、 スポーツ参加の機会提供を行ってまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
子宮頸がん検診受診率	50%	50%	健康長寿課
乳がん検診受診率	50%	50%	健康長寿課
乳幼児の健康教室の開催	乳児 12 回/年 幼児 6 回/年	乳児 12 回/年 幼児 6 回/年	健康長寿課
母子健康手帳交付時の面談等における就労妊 婦の健康相談対応	随時	随時	健康長寿課
ラジオ体操会の開催	1回/年	1回/年	社会教育課

²¹ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利): 性と生殖の健康を得る権利。平成 6 年 (1994 年) の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 7 年 (1995 年) の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

4. 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV (ドメスティック・バイオレンス) と聞くと、男性から女性に対しての暴力行為と捉えられがちですが、近年は若い世代におけるデートDV²² や、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) ²³ を利用した新たな暴力の増加等その広がりは多様化しています。そのような暴力を未然に防ぐために、広報活動による周知啓発や若年層を対象とした予防教育に取り組みます。

(1)暴力を許さない意識づくりの推進

DV(=特にも家庭内での配偶者に対する暴力)やハラスメントを含む女性に対する暴力は重大な人権被害であり、決して許されるものではありません。また、最近では女性だけでなく男性に対する暴力、さらに子どもやお年寄りに対する暴力も増えてきており、その問題は深刻化しています。特にもDVは、家庭内の問題として顕在化しにくいという課題があるほか、当事者が自らの被害・加害に気が付かないというケースも多く存在します。そのため、DV防止にあたっては予防の観点から、幼少時からの暴力を許さない意識づくりが重要であると考えます。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
配偶者暴力相談支援センター設置(盛岡広域連携事業)	1 か所	1 か所	福祉・ 子ども課
配偶者暴力相談支援センターの広報等による周知活動	1回/年	1回/年	福祉・ 子ども課
配偶者暴力相談支援センター出張相談	随時	随時	福祉・ 子ども課

²² デートDV: 交際相手からの暴力。

²³SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス): Social Networking Service の略。社会的ネットワークが構築出来るサービスやウェブサイトのこと。また、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型会員制サービスのこと。インターネット上で自己紹介し、友人、知人を増やしていく会員制の交流サイトで、これを悪用して青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、性的な画像等をその撮影の対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表されたりするケースが増えている。

(2) D V 予防教育の充実

近年、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの 広がりに伴い、これらを利用した新たな形の暴力が多様化しています。現代 では、多くの小中学生や高齢者においても携帯電話等を保有していることか ら、地域や学校における出前講座等を通じてDVの予防教育を実施します。

また、人権を尊重することは男女間のみならず、子どもに対する虐待もあることから、講習会等による啓発活動に努めます。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
広報紙等を活用したDVに関する周知活動	1回/年	1回/年	福祉・ 子ども課
配偶者暴力相談支援センターによるデートDV 及びDV予防講座の開催	随時	随時	福祉・ 子ども課
配偶者暴力相談支援センターによるデートDV 及びDV予防研修の開催	1回/年	1回/年	福祉・ 子ども課
広報紙等での児童家庭相談窓口の周知活動	1回/年	2回/年	福祉・ 子ども課
子育て講習会における虐待防止啓発	1回/年	2回/年	福祉・ 子ども課

(3) あらゆるハラスメント 24 の理解促進

セクシャル・ハラスメントに代表されるハラスメントは近年多様化しており、その数は 30 種類とも言われております。これらの暴力は生活するうえで不安感や恐怖心を植え付け、基本的人権の重大な侵害であるにも関わらず、被害申告への抵抗感から潜在化しやすい傾向にあります。

このような現状に対応するため、様々なハラスメントの周知と職場等におけるハラスメント対策について学習機会を設ける等、周知徹底をしてまいります。

主な取り組み	中間 (H32 年度)	最終 (H37 年度)	担当課
広報紙等を活用したハラスメントに関する周 知活動	1回/年	1回/年	福祉・ 子ども課
人権擁護委員による各小中学校での人権教室 開催	計 14 回/年	計 14 回/年	福祉・ 子ども課
人権擁護委員による特設相談開催	2回/年	2回/年	福祉・ 子ども課

24 ハラスメント (Harassment): 人を悩ませる『嫌がらせ』のことで、受け手が「不快・つらい」「苦痛」「意に反する」と感じる他者からの言動や行為を指す。代表的なものに「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「マタニティー・ハラスメント」等があり、人間関係の優位性を利用した人権侵害である。

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のためには、町民・企業・行政、更には有識者が一体となって取り組むことが重要です。

この計画に掲げる施策は、庁内においては事業を担当する部署で実施されることとなりますが、行政の取り組みはもとより、町民・団体・企業などとともに取り組みを進めていく必要があります。それぞれの立場で、自らが自発的に行動する力を持てるようそれらの活動を支援し、情報の共有をするためのネットワークづくりを促進するとともに、住民の意見を町政に反映させるよう努めます。

2. 計画の進行管理

役場庁内に設置される男女共同参画推進本部員会議を定期的に開催することにより、男女共同参画における役場庁内の事業状況の把握、問題点の抽出を行い、適時改善してまいります。

また、男女共同参画推進懇話会を複数回開催し、事業内容に対する指標の進捗状況の審査・検証を依頼し、広く町民に公表します。

また、男女共同参画の窓口を設置することにより、プラン推進に関わる意見・情報交換を行い、その後の推進に反映させるよう努めます。

3. 他の自治体等との連携

この計画の推進にあたっては、法律など国の諸制度や基本計画をはじめ県や近隣市町村、関係団体などの取り組みについて広く情報収集に努めながら、行政などの関係機関や町民と連携をして計画の推進を図ります。

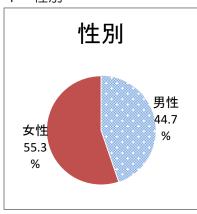
分野	事 業 目 標	中間目標 (32年度)	最終目標 (37年度)	担 当
	男女共同参画に関する情報提供や広報紙等への掲載	2回/年	4回/年	総務課
①意識啓発・周知	男女共同参画コーナーの設置	1回/年	2回/年	総務課
	図書情報、パンフレット、情報誌等の展示及び提供	12回/年	12回/年	社会教育
	企業団体に対する会議等での男女共同参画に関する啓発	1回/年	1回/年	産業振興
	企業団体に対する男女共同参画セミナーの支援	1回/年	2回/年	産業振興
	岩手県男女共同参画サポーター認定者数	20名	3 0 名	総務課
	男女が平等であると思う人の割合	3 0 %	5 0 %	総務課
	男女共同参画についての認知度の割合	5 0 %	7 0 %	総務課
	認定サポーターの活動実績把握	1回/年	2回/年	総務課
	男女共同参画に関する出前講座の実施	適宜	適宜	社会教育
	認定サポーターに対する活動支援	1回/年	2回/年	総務課
	女性サークル活動の支援	1回/年	1回/年	社会教育
	ボランティア活動の支援	1回/年	1回/年	社会教育
②活動支援	女性起業家の育成、学習の支援	2回/年	2回/年	産業振興
	離職・休職、キャリアアップ等女性に対する学習機会及び能力開発の情報提供	1回/年	1回/年	産業振興
	女性団体のリーダー研修	3回/年	4回/年	社会教育
	女性団体リーダーの学習の場及び機会の支援	3回/年	4回/年	社会教育
	各小中学校における保健体育・学級活動の時間を利用した学習	1 0 0 %	1 0 0 %	学務課
	思春期保健教室の開催	1回/年	1回/年	学務課 福祉・子と
	ひとり親家庭に対する相談窓口の設置や自立支援	随時	随時	福祉・子と
	居宅訪問における児童養育支援	随時	随時	福祉・子と
	父親も参加できる妊婦(母親)教室の開催	3回/年	3回/年	健康長寿
③子育て・家庭	親子ふれあい体験学習の開催数	38回/年	38回/年	社会教育
	子供夫婦との付き合い方講座の開催	1回/年	1回/年	社会教育
	児童館の日曜・休日の地域への開放	4日/月	4日/月	福祉・子と
	放課後児童クラブの設置数上昇	5か所	5 か所	福祉・子と
	子育てサポーターの育成	5人	5人	福祉・子と
	父親を対象とした育児講演会等の開催	2回/年	2回/年	福祉・子と
	キャリアアップ研修	1回/年	2回/年	総務問
	管理職のロールモデル形成における認識の共有	1回/年	2回/年	総務問
	職場におけるメンター制度の導入	3人	5人	総務部
④職場	町女性管理職の登用率	2 5 %	3 0 %	総務問
	町男性職員の育児休暇等の取得率向上	1 5 %	2 5 %	総務問
		, ,	, -	, = 4,4,0
	勤務時間制度や休業制度の利用促進	1回/年	1回/年	産業振興
	町防災訓練への女性の参加率	2 5 %	3 0 %	総務問
⑤防災	自主防災会における女性役員率	1 0 0 %	1 0 0 %	総務問
	女性消防団員数	20名	20名	総務問
	防災・減災知識に関する学習機会の提供	5回/年	5回/年	総務部
	家族経営協定の締結推進	3 協定/年	3 協定/年	産業振り
⑥農業	家族経営協定等の認知度向上に向けた研修会の開催	1回/年	1回/年	産業振興
	新農業者年金制度の新規加入者の推進	2人/年	2人/年	農業委員
	居宅介護者に対する介護相談の実施	随時	随時	健康長寿
⑦介護	居宅介護支援体制の強化	随時	随時	健康長寿
① 月 畯	介護予防教室(運動、栄養、口腔)における開催回数	200回/年	200回/年	健康長寿
	介護講座開催	6回/年	6回/年	健康長寿
	子宮頸がん検診受診率	50%	5 0 %	健康長寿
	乳がん検診受診率	50%	5 0 %	健康長寿
	乳幼児の健康教室の開催	乳児12回/年	乳児12回/年	健康長寿
⑧健康	母子健康手帳交付時の面談等における就労妊婦の健康相談の開催等	幼児6回/年 随時	幼児 6 回/年 随時	健康長寿
	青松学園大学会員数の増加	580名	600名	社会教育
	ラジオ体操会の開催	1回/年	1回/年	社会教育
	配偶者暴力相談支援センター設置(盛岡広域連携事業)	1か所	1 か所	福祉・子と
⑨DV・ハラスメント	配偶者暴力相談支援センターの広報等による周知活動	1回/年	1回/年	福祉・子と
	配偶者暴力相談支援センター出張相談	随時	随時	福祉・子と
	広報等を活用したDVに関する周知活動	1回/年	1回/年	福祉・子と
	配偶者暴力相談支援センターデートDV及びDV予防講座の開催	随時	随時	福祉・子と
	配偶者暴力相談支援センターデートDV及びDV予防研修の開催	1回/年	1回/年	福祉・子る
	広報紙等での児童家庭相談窓口の周知活動	1回/年	2回/年	福祉・子る
	子育で講習会における虐待防止啓発	1回/年	2回/年	福祉・子と
	広報紙等を活用したハラスメントに関する周知活動	1回/年	1回/年	福祉・子と
	人権擁護委員による各小中学校での人権教室開催	計14回/年	計14回/年	福祉・子と
	ハIEDERX & 内にの、3月77.1.1.11人、ハハ(旧水土)川田	四13四/十	四王王四/ 十	1921 Jar 1 €

資 料 編

資料1 矢巾町男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査結果

1 あなた自身や家族について

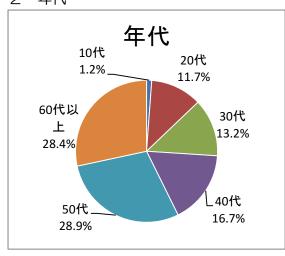
1 性別



1,000 名中回答者 342 名(回答率 34.2%) 男性 500 名中 153 名(回答率 30.6%) 女性 500 名中 189 名(回答率 37.8%) (円グラフは回答者 342 名のうちの男女比を示している。)

前回調査時に比べ、回答率が半分以下となりました。前回は行政区長、班長に配布及び回収を依頼しましたが、今回は郵送での返信としたため、回答率が低くなったと考えられます。

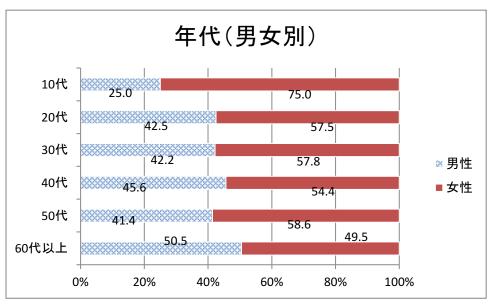
2 年代



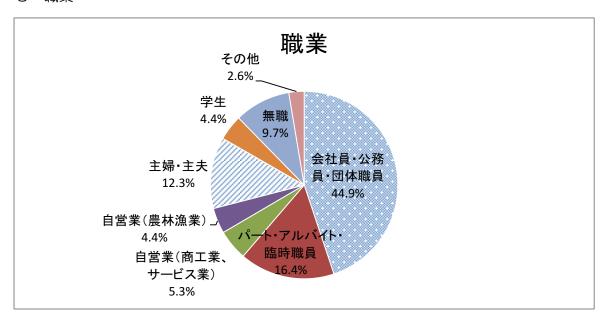
年代別に見てみますと、50代、60代以上の 方がより関心があるようです。

前回回答率が 56.0%だった 18 歳~20 歳 未満は、今回回答者が 4 人(1.2%) という結 果でした。

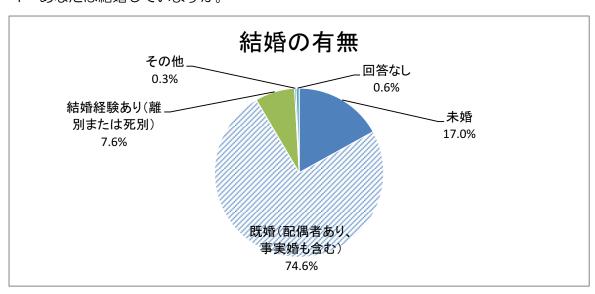
男女別に見ても、すべての年代で女性の方が回答率を上回りました。



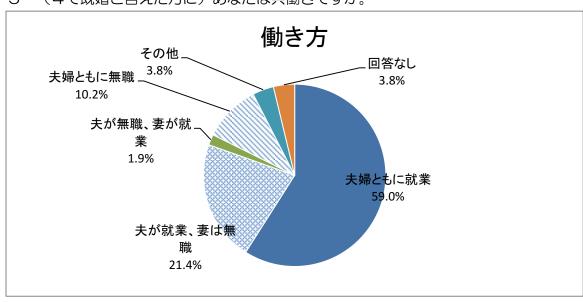
3 職業



4 あなたは結婚していますか。

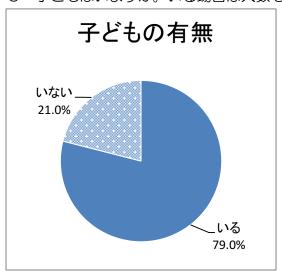


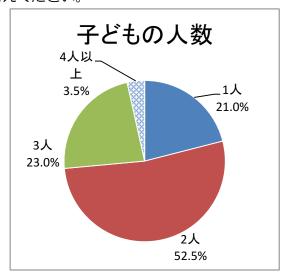
5 (4で既婚と答えた方に)あなたは共働きですか。



夫婦が共働きかという質問では、およそ6割の人が共働きであると回答しました。

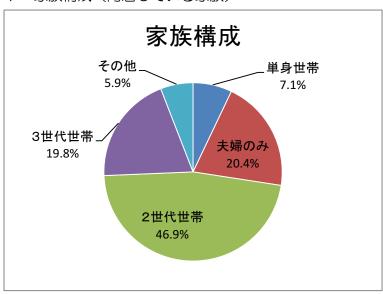
6 子どもはいますか。いる場合は人数もお答えください。





およそ8割の方が「こどもがいる」と回答し、その中でも「2人」との回答が52.5%と一番多かったです。

7 家族構成(同居している家族)

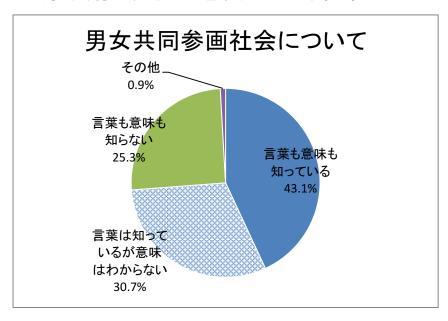


回答者の中で一番多かった家族構成が2世代世帯(親と子ども)の46.9%で、前回調査時の40.8%をおよそ6%上回りました。

単身世帯(一人暮らし)は7.1%で、前回の4.6%を2.5%上回りました。

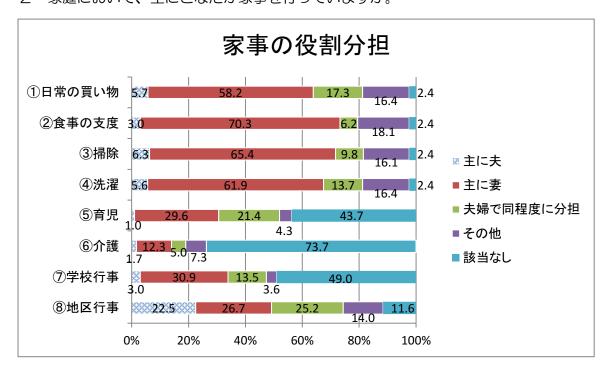
2 男女共同参画について

1 男女共同参画社会という言葉を知っていますか。



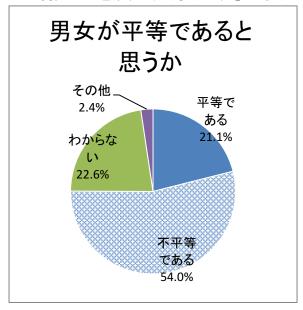
男女共同参画社会という言葉の認知度についての質問では、「言葉も意味も知っている」と回答した方が 43.1%、「言葉は知っているが意味はわからない」と回答した方を含めると、およそ7割の方が男女共同参画社会という言葉を知っているという結果が出ました。しかし、言葉も意味も知らないという方が未だ 25.3%もいるので、今後も継続して広く周知していくことが必要といえます。

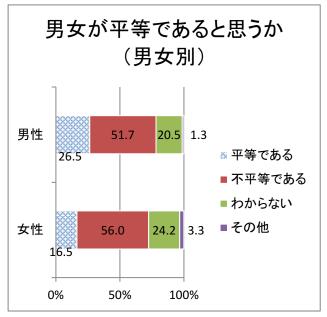
2 家庭において、主にどなたが家事を行っていますか。



該当なしを除くと、すべての項目において女性が一番多い結果となりました。①~④においては、夫婦同程度に分担という回答は非常に少なく、あらためて女性が家事を多く負担していることがわかる結果となりました。

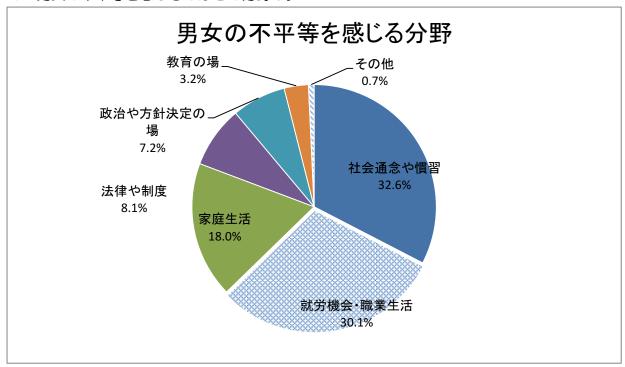
3 現在の生活や社会は男女が平等であると思いますか。

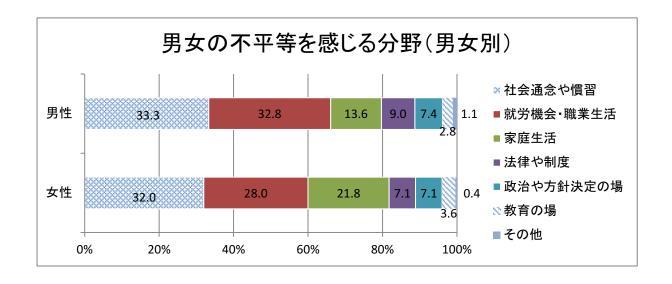




現代の生活や社会において男女が平等であると感じるかどうかについては、「不平等である」と答えた方が54.0%と半数以上を占めました。男女別で見ても、男性は51.7%(回答者数151人中78人)が、女性は56.0%(回答者182人中102人)が不平等であると回答しました。

4 男女の不平等を感じるのはどの分野か。

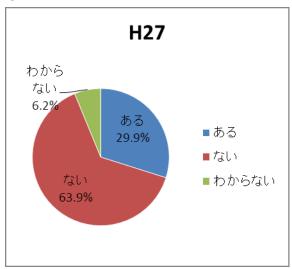


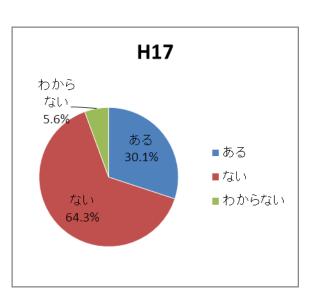


3の回答で「不平等である」と答えた方に、どの分野において男女の不平等を感じるかを質問したところ、「社会通念や慣習」と答えた方が32.6%と一番多く、次いで「就労機会・職業生活」が30.1%と続きました。続いて多かったのが「家庭生活」でしたが、この回答を男女別に見てみますと、男性は13.6%(回答者177人中24人)、女性は21.8%(回答者225人中49人)と、女性の方が家庭生活において不平等を強く感じていることがわかりました。

5 あなたの働く場で実際にあるのはどれですか。

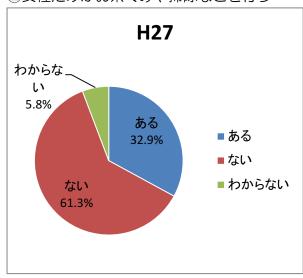
①男性にはないが女性にだけ制服がある

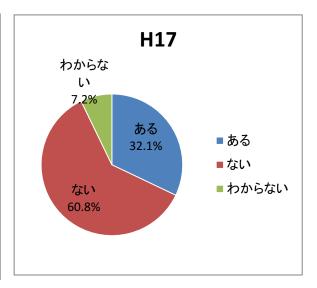




前回の調査では、「ある」が30.1%、「ない」が64.3%、「わからない」が5.6%と10年前に比べ<u>それほど現状の変化はない</u>といえます。

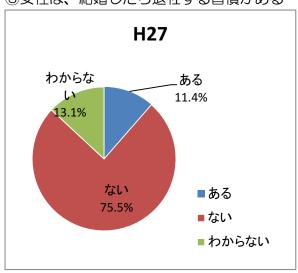
②女性だけがお茶くみや掃除などを行う

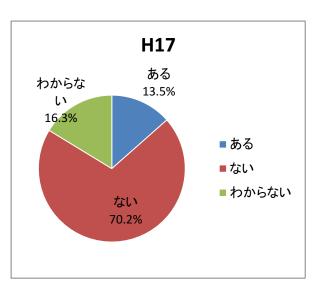




前回の調査では、「ある」が32.1%、「ない」が60.8%、「わからない」が7.2%とこちらもそれほど変わりはありませんでした。

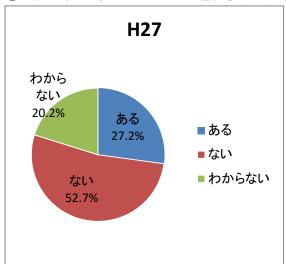
③女性は、結婚したら退社する習慣がある

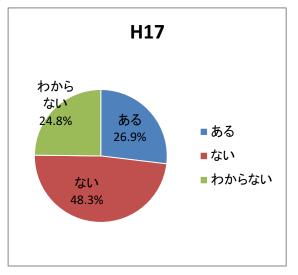




前回の調査では、「ある」が 13.5%、「ない」が 70.2%、「わからない」が 16.3%でしたので、結婚後に女性が退社するという習慣は 10 年前に比べ、少なくなったといえます。

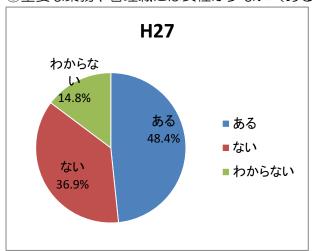
④女性は、妊娠・出産したら退社する人が多い

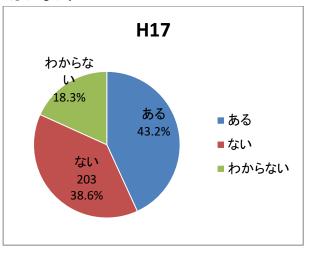




前回の調査では、「ある」が 26.9%、「ない」が 48.3%、「わからない」が 24.8%でした。「ない」と答えた方が 4.4%増えた一方で、「ある」と答えた方も 0.3%とわずかですが 増加しております。このような風潮も、まだまだ根強く残っているといえそうです。

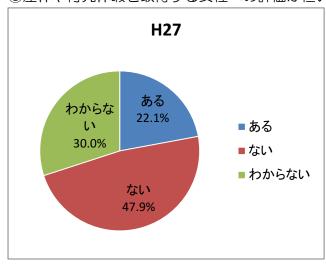
⑤重要な業務や管理職には女性が少ない(あるいはいない)

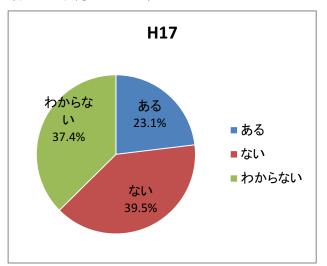




前回の調査では、「ある」が 43.2%、「ない」が 38.6%、「わからない」が 18.3%という回答率でしたので、10年経過した現在も女性の管理職登用はあまり推進されていないといえます。

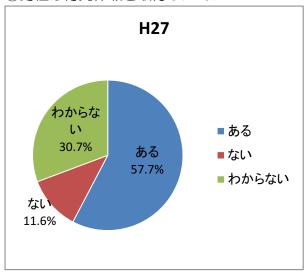
⑥産休や育児休暇を取得する女性への評価が低い(または取得しにくい)

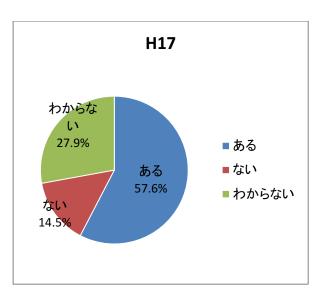




前回の調査では、「ある」が23.1%、「ない」が39.5%、「わからない」が37.4%でしたので、「ない」と答えた方が8.4%増加しました。子育てに対する理解と協力が職場からも少しずつ得られているということがいえます。

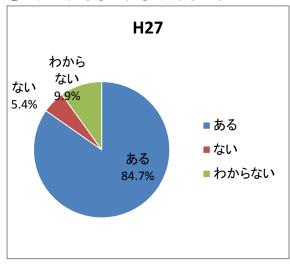
⑦男性は育児休暇を取得しにくい

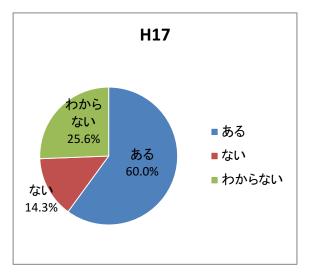




前回の調査では「ある」が 57.6%、「ない」が 14.5%、「わからない」が 27.9%と 10 年前と比べてあまり変化はありませんが、「ない」と答えた方が 2.9%減となっており、少しずつですが改善傾向にあるようです。

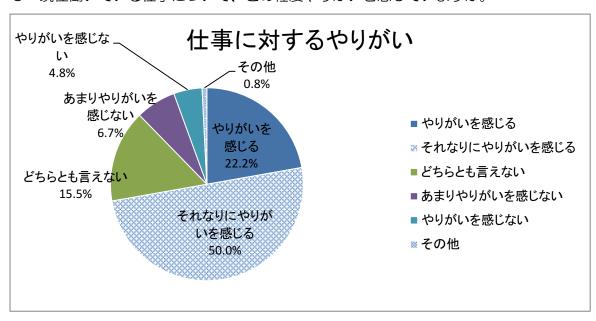
⑧女性は、家事と仕事を両方こなしている

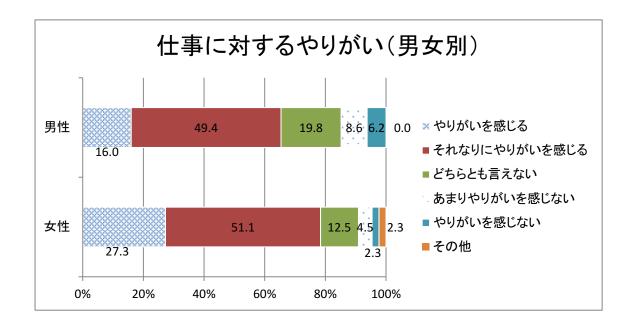




前回の調査時では『女性は家事をこなしてから仕事をする』という質問でしたが、「ある」が60.0%、「ない」が14.3%、「わからない」が25.6%でした。今回の結果を見てもわかるように、10年前よりも仕事を持つ女性が増えている影響からか、<u>家事と仕事を両方こなしていると感じる方がかなり多く見られました。</u>前回調査した際の意識の部分では「当然である」が7.9%、「仕方がない」が23.0%、「改善すべき」が53.4%でしたが、今回は「仕方がない」が40.6%と倍近くの回答率となっています。このことからも、「家事=女性がするもの」という認識が強く残っていると考えられます。

6 現在働いている仕事について、どの程度やりがいを感じていますか。

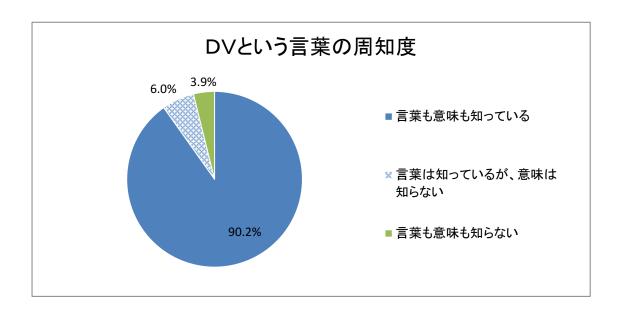




前回の調査では、「やりがいがある」「それなりにやりがいがある」と回答した方が合わせて68.2%おり、今回はその結果を上回る72.2%の方が(それなりに)やりがいを感じると回答しました。男女別に見ると男性は65.4%、女性は78.4%がそのように回答しており、女性の方がより仕事に対してやりがいを感じているといえます。このことからも、女性にとって仕事を持つことがどれほど重要かということがわかります。

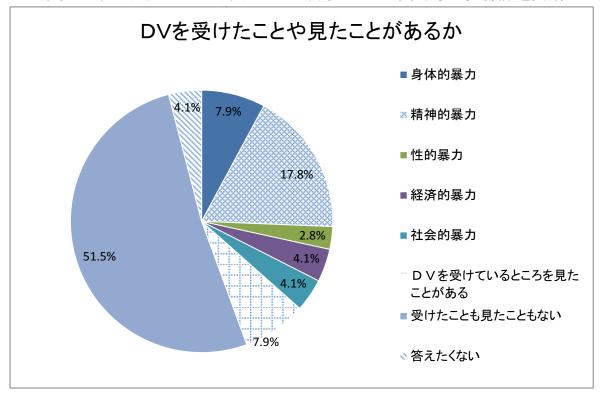
3 男女間の暴力について

1 DV (ドメスティック・バイオレンス) という言葉を知っていますか。



「言葉も意味も知っている」と回答した方が全体のおよそ 9 割を占め、こちらの単語は『男女共同参画』と比べてもかなり世の中に浸透しているといえます。

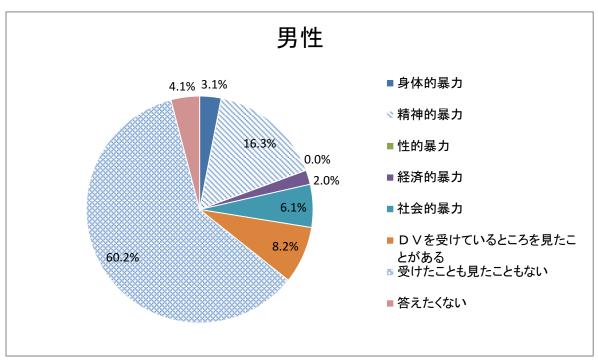
2 あなたは、これまでにDVを受けたことや見たことがありますか。(複数選択可)

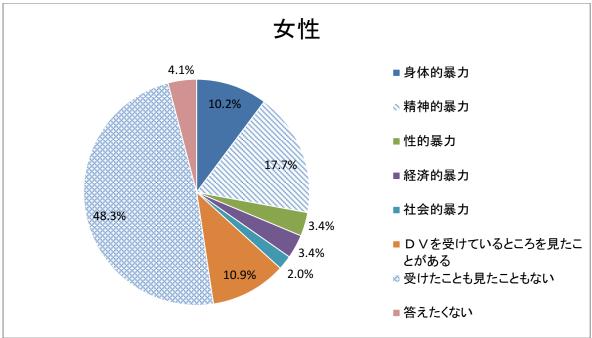


(参考:H17)

問15:配偶者からの次の行為についてこの1年以内に経験したことを選んで下さい(複数可)				
	回答数	回答率		
1. 誰のおかげで食べられるんだと言われた	33	5.5%	精神	
2. 平手で打たれた・殴られた	13	2.1%	身体	
3. 自分の意に反して性的な行為を強要された	16	2.6%	性	
4. 外出や電話などを細かく監視された	23	3.8%	社会	
5. 決めごとをする時に自分の意見を無視された	54	8.9%	社会	
6. 経験したことはない	444	73.4%		
7. その他	22	3.6%		
合 計	605			

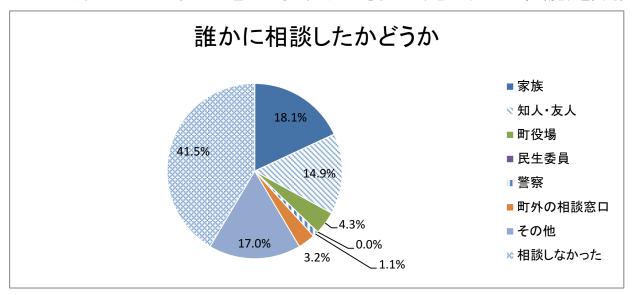
「これまでにDVを受けたことがある」と回答した方は全体の36.5%でした。中でも多かったのは「精神的暴力」(大声でどなる、脅迫する、無視するなど)の17.8%で、次いで「身体的暴力」(殴る、蹴る、物を投げる等)の7.9%でした。





こちらの質問に対する回答を男女別に見てみますと、男性は 27.5%、女性は 36.7%が DVを受けたことがあると回答しました。「身体的暴力」や「性的暴力」は女性の方が高く、「社会的暴力」(自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話やメールなどを細かくチェックする等) は男性の方が高い回答率となりました。DVと聞くと、男性と女性に対するものと思われがちですが、男性が女性から受けるDVも多く存在するということを周知する必要があるといえます。

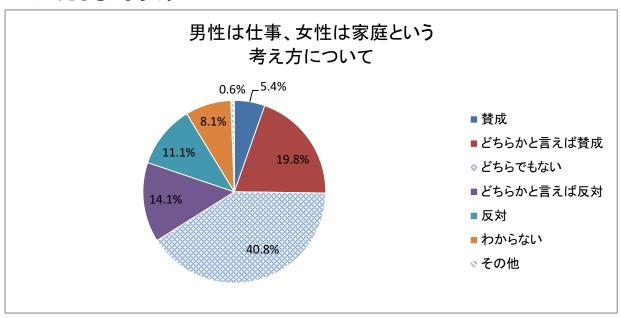
3 DVを受けたことがあると回答した方へ、そのとき誰かに相談しましたか。(複数選択可)

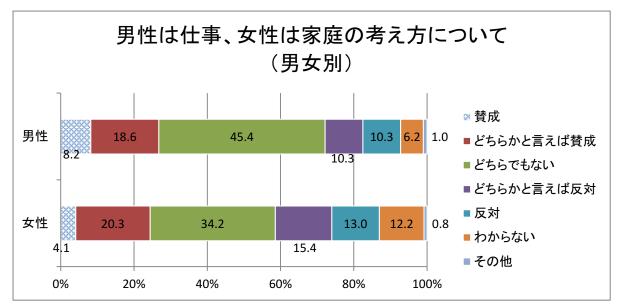


「相談しなかった」と回答した方が41.5%と一番多く、「町役場」「民生委員」「警察」と回答した方も1ケタ台と、DVの相談窓口があるということの周知徹底がまだまだ不十分であったことがわかります。公的機関をもっと信頼し利用して頂けるよう、相談しやすい窓口の設置とその周知徹底を推進してまいります。

4 家庭生活について(固定的性別役割分担意識について)

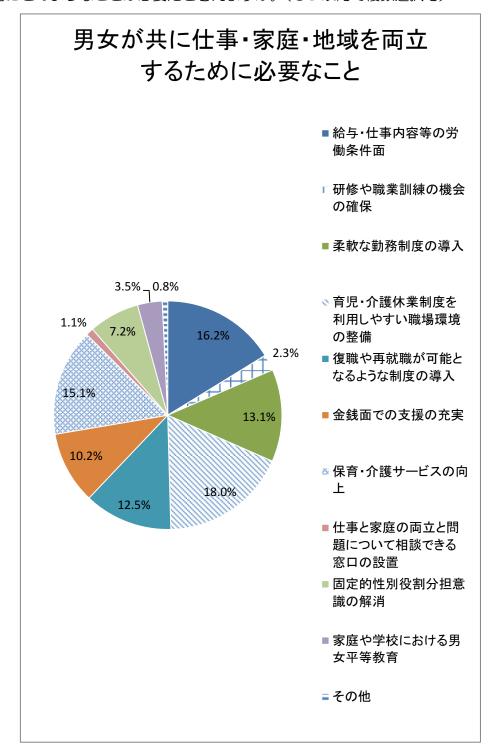
1 あなたは、夫(男性)は外で働き、妻(女性)は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますか。



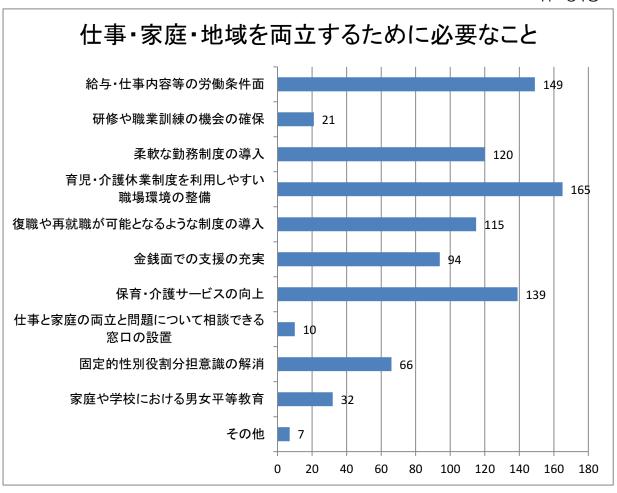


『男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである』という考え方を『固定的性別役割分担意識』と言いますが、その考え方に「賛成」と答えた方は、「どちらかと言えば賛成」の方も含めると 25.2%で、「反対」と答えた方は「どちらかと言えば反対」の方を含めこちらも 25.2%という結果になりました。前回は「同感する」が 9.1%、「同感できない」が 40.0%でしたので、この考え方について「反対」だと感じる方がかなり減少したといえます。 そもそも、このような考え方があるということ自体が浸透されていないのか、「どちらでもない」と回答した方も 40.8%と、選択肢の中では一番の回答率を占めました。

2 一般に、男女が共に「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。(3つ以内で複数選択可)

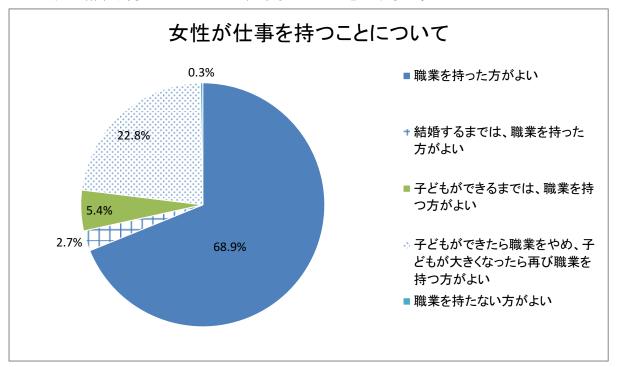


「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「保育・介護サービスの充実」を求める回答が多く、次いで「給与・仕事内容等の労働条件面や、昇進・昇格の機会での男女差の解消」と続きました。<u>仕事を持ちながらも、家庭に専念できる職場の環境づくりが</u>求められているといえます。



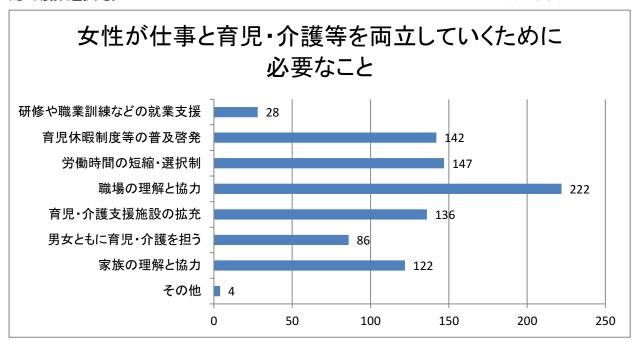
5 女性と職業について

1 女性が職業を持つことについて、あなたはどう思いますか。



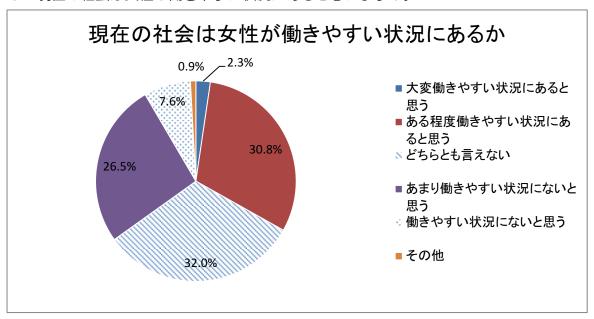
女性が仕事を持つことについて、およそ7割の方が持った方がよいと回答しました。 やはりずっと家庭にいるよりは、女性も仕事を持ち外に出ることに賛成する考えが多いようです。

2 女性が出産や子育てのために仕事を続けたくてもやむを得ず退職するケースがあるが、 女性が仕事と育児・介護等を両立していくために必要だと考えるものは何ですか。(3つ以 内で複数選択可) n=887

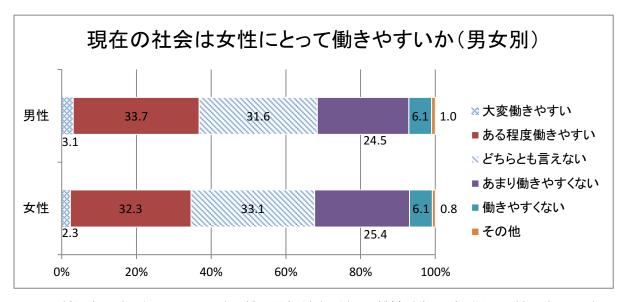


女性が仕事を抱えながらも育児・介護等を両立していくためには、「職場の理解と協力」 が必要であると回答した方が25.0%と全体の4分の1を占めました。「育児休暇制度等の 普及啓発」や「労働時間の短縮・選択制」も比較的高い回答率となりましたが、いくら制度 や労働条件を整えたとしても、やはり周囲の理解や協力が得られなければ、その制度自体 を活用できないということが読み取れます。

3 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。



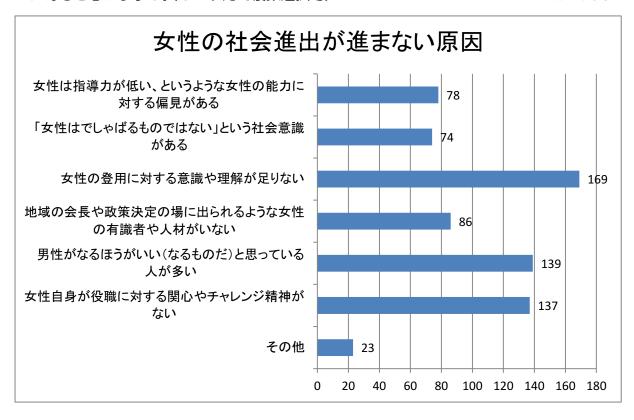
「働きやすい状況にあると思う」と回答した方は「ある程度働きやすい」と回答した方も含め33.1%の回答率となりました。「働きやすい状況にない」と回答した方は、「あまり働きやすい状況にない」と回答した方も含め34.1%の回答率となり、どちらもそれほど差はありませんでした。「どちらとも言えない」と回答した方も32.0%と、どの選択肢においてもおよそ3割の回答率とあまりはっきりとした違いが表れませんでした。



同じ質問を男女別に見てみても、どの選択肢もそれほど差はありません。男性にとっても、 それほどはっきりと働きやすさを感じていないといえます。

6 社会の方針決定等への参画について

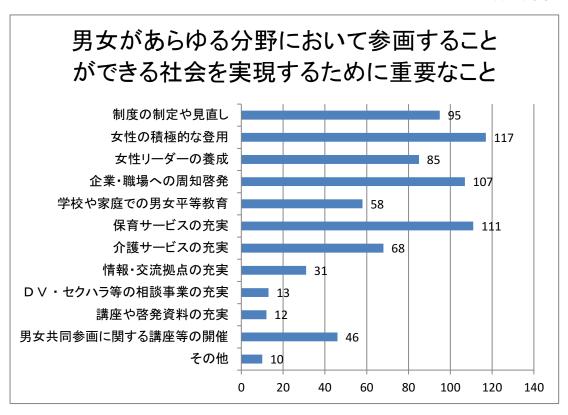
1 自治会、PTAなどの役職、議員や委員会等委員への女性の進出が進まない原因はどこにあると思いますか。(3つ以内で複数選択可) n=706



こちらの質問で一番多い回答数だったのが「女性の登用に対する意識や理解が足りない」で、次いで「男性がなるほうがいい(なるものだ)と思っている人が多い」でした。それと同じくらいの回答数だったのが「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答でした。このことから、女性自身がキャリアアップに対して意欲・関心を持てるような対策や意識啓発も必要であるということがわかりました。

2 男性と女性が、家庭・職場・地域・政治の場などあらゆる分野に参画することができる 社会を実現するためには、何が重要だと思いますか。(3つ以内で複数選択可)

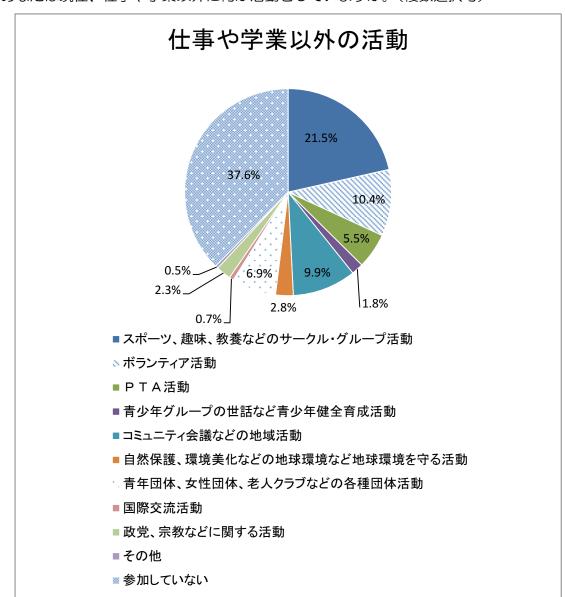
n = 753



男女があらゆる分野において参画することができる社会を実現するには、「女性の積極的な登用」が重要であると答えた方が一番多くの回答数でした。また、企業・職場への周知啓発も高い回答率となりました。固定的性別役割分担意識の中でも触れましたが、保育サービスの充実を挙げている方も多く、<u>仕事と子育ての両立が男女共同参画への近道</u>であるといえそうです。

7 社会活動への参加について

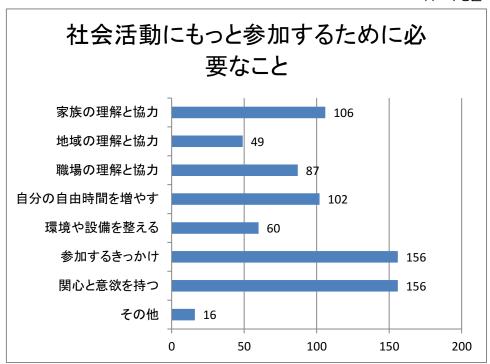
1 あなたは現在、仕事や学業以外に何か活動をしていますか。(複数選択可)



仕事や学業以外に何か活動を行っている人は全体の62.3%と半数以上の方が活動をしていると回答しました。中でも多かったのが「スポーツ、趣味、教養などのサークル・グループ活動」で21.5%、次いで「ボランティア活動」が10.4%でした。

2 あなたが社会活動にもっと参加できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

n = 732



前の質問で、仕事や学業以外の何か活動に「参加していない」と答えた方は全体の37.6%でしたが、もっと社会活動に参加するために何が必要かという質問では、「参加するきっかけ」と「関心と意欲を持つ」がそれぞれ同じ回答数で、合わせて全体の42.6%の回答率となりました。みなさまの関心や意欲を高め、参加するきっかけを多く提供するためにも、各種サークル活動や交流会等、様々な方法での広報周知活動が必要であるといえます。

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
昭和50年 (1975年)	ィ)開催 7月 世界行動計画	9月 総理府に婦人問題企 画推進本部設置及び婦人 問題企画推進会議並びに 婦人問題担当室設置		
昭和51年 (1976年)		4月 育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) 6月 民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度)		
昭和52年(1977年)		1月 国内行動計画策定 10月 国内行動計画前期 重点目標決定 10月 国立婦人教育会館 開館	3月 企画調整部青少年 対策課において、婦人問 題に関する総括事務を所 管	
昭和53年 (1978年)		1月 国内行動計画第1回 報告書発表		
昭和53年 (1978年)				
昭和54年 (1979年)	11月 国連婦人の 10年地域政府間準 備会議(ニューデリー)開催 12月 女子差別撤廃 条約採択		4月 青少年婦人課設置	
昭和55年 (1980年)	7月 国連婦人の10 年中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 7月 後期行動プログラム採択 7月 女子差別撤廃 条約署名式	7月 女子差別撤廃条約		
昭和56年 (1981年)	9月 女子差別撤廃 条約発効	1月 民法及び家事審判法 の一部改正する法律施行 (配偶者の法定相続分の		4月 矢巾町婦人教育連絡協議会発足

		引き上げ等)		
) (1)		
		5月 国内行動計画後期		
		重点目標発表		
		12月 婦人少年問題審議		
昭和58年		会婦人労働部会「男女雇		
(1983年)		用機会均等法審議」中間		
		報告		
	3月 ナイロビ世界会	3月 総理府「アジア太平		
		洋地域婦人シンポジウム」		
(1984年)	間準備会議(東京)開	開催		
	催 			
		1月 国籍法及び戸籍法の		
	年ナイロビ世界会議	一部を改正する法律施行		
	開催	(国籍の父母両系主義等)		
昭和60年	7日 根人の地片穴	F B 田本東田機会物等		
(1985年)	1 1	5月 男女雇用機会均等 法成立		
	将来戦略採択	运 规立		
	[] /\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	6月 女子差別撤廃条約		
		批准		
		2月 婦人問題企画推進		
		会議に替え婦人問題企画		
		推進有識者会議設置		
昭和61年		5月 男女雇用機会均等		
(1986年)		法施行		
		10月 国民年金法の一部		
		を改正する法律施行(婦人		
		年金権の確立)		
昭和62年		5月「西暦2000年に向		
(1987年)		けての新国内行動計画」		
	<u> </u>	策定		
昭和63年 (1988年)			3月「新岩手の婦人対策 の方向」策定	
(1988年)	10日 国連は1004		の万円] 宋上	
平成元年	12月 国連は1994 年を国際家族年とす			
(1989年)	中を国际家族中と9 ることを採択			
		9月「西暦2000年に向		
平成2年		けての新国内行動計画」		
	直しと評価に伴う勧告			
	及び結論採択			
		5月 育児休業法成立		1
TI CT O T				
平成3年 (1991年)		5月「西暦2000年に向		
(1991年)		けての新国内行動計画」		
		第1次改定		
平成4年		4月 育児休業法施行	3月「いわて女性さわや	
(1992年)			かプラン」策定計画期間:	
			平成 3 年~12 年度	

		12月 婦人問題担当大臣		
		任命	「主心左右」――、そ「主心	
平成5年		1月 第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 4月 中学校での家庭科の 男女必修実施 6月 パートタイム労働法		
(13304)		成立 12月 パートタイム労働法 施行		
平成6年(1994年)	4月「開発と女性」に 関する第2回アジア・ 太平洋大臣会議(ジャ カルタ)開催 9月 国際人口開発 会議(カイロ)開催	4月 高等学校での家庭科の男女共修実施 の男女共修実施 6月 総理府に男女共同参 画室及び男女共同参画推 進本部設置		
		6月 内閣総理大臣の諮 問機関として男女共同参 画審議会設置		
平成7年 (1995年)	9月 第4回世界女性会議(北京)開催	6月「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
平成8年 (1996年)		12月 男女共同参画200 0年プラン策定	3月「いわて女性さわやか プラン」後期具体的施策策定 計画期間: 平成8~12年度	
平成9年 (1997年)		6月「男女雇用機会均等 法」の改正		
平成10年(1998年)		11月 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申		
平成11年(1999年)	6日 国海林即《今	6月「男女共同参画社会 基本法」施行 7月「食料・農業・農村基 本法」の施行(女性の参画 促進を規定)	2日「ハヤマ田ヤサロギ	
平成12年 (2000年)	6月 国連特別総会 女性2000年会議(ニューヨーク)開催	9月 男女共同参画審議 会から「男女共同参画基本 計画策定に当たっての基		

		本的な考え方」答申		
		12月「男女共同参画基		
		本計画」策定		
		1月 内閣府に男女共同参		矢巾町において、農業農
		画局設置及び男女共同参		村男女共同参画推進事業な行う(図は出事業)
		画会議設置		業を行う(国補助事業) 平成 13 年~14 年
平成13年		 10月 「配偶者からの暴		十成 13 十~14 十
(2001年)		力の防止及び被害者の保		
(2001-7)		護に関する法律」施行		
		2. 17.7 3.211		
		11月「育児・介護休業		
		法」の一部改正		
平成14年			4月 福祉総合相談センタ	
(2002年)			一を配偶者暴力相談支援	
			センターに指定	
			10月「岩手県男女共同	
亚出 5年		7日「次世仏女代士極も	参画推進条例」制定	
平成15年(2003年)		7月「次世代育成支援対 策推進法」施行	4月「青少年女性課」を 「青少年・男女共同参画	
(20034)		宋祖廷法]肥门	」「同少中・ガダ共同多画 課」に改称	
平成16年			DK31-6X 113	上 矢巾町男女共同参画推
(2004年)				進本部設置要綱、矢巾町
				男女共同参画推進懇話
				会設置要綱を制定
		12月 「男女共同参画基	7月「いわて男女共同参	
(2005年)		本計画(第2次)」策定	画プラン(改訂版)」策定	参画社会づくりのための
	催			意識調査」実施
			9月「いわて配偶者暴力	
T. # 4 0 /=		田上言の燃入りなけれて	防止対策推進計画」策定	
平成18年(2006年)		男女雇用機会均等法改正	4月 男女共同参画センタ 一を開設	男女共同参画プラン」(矢
(2006#)			一を囲政	市町男女共同参画プラ
				ン)策定
平成19年		 「配偶者からの暴力の防止	「男女共同参画センター」	, , , , , , ,
(2007年)		及び被害者の保護に関す		
		る法律」改正		
		「短時間労働者の雇用管		
		理の改善等に関する法律」		
		改正		
		 「仕事と生活の調和(ワー		
		ク・ライフ・バランス)憲章」		
		及び「仕事と生活の調和推		
		進のための行動指針」策		
		定		

		I=	I=	
平成20年			「いわて配偶者暴力防止	
(2008年)		進法」改正	対策推進計画」一部改正	
		男女共同参画推進本部		
		「女性の参加加速プログラ		
		ム」決定		
平成21年		男女共同参画シンボルマ		
(2009年)		一ク決定		
		│ 「育児・介護休業法」改正		
亚战22年	「第54回国連婦人の	「第3次男女共同参画基本		
	地位委員会」(北京十			
(20104)	15)ニューヨークで開			
	催	「仕事したほの調和/ロ		
	Y性 	「仕事と生活の調和(ワー		
		ク・ライフ・バランス)憲章」		
		及び「仕事と生活の調和推		
		進のための行動指針」改		
		定 		
	既存のジェンダー関		3月 新しい「いわて男女	
(2011年)	連4機関を統合した、		共同参画プラン」(平成 23	
	ジェンダー平等と女性		年プラン)及び「いわて配	
	のエンパワーメントの		偶者暴力防止対策推進	
	ための国連機関(UN		計画」策定	
	Women)発足			
平成24年	第56回国連婦人の	「女性の活躍推進による経		
(2012年)	地位委員会「自然災	済活性化」行動計画~働く		
	害におけるジェンダー	「なでしこ」大作戦~策定		
	平等と女性のエンパ	(男性の意識改革、ポジテ		
	ワーメント」決議案採	ィブアクション、公務員が率		
	択	先して取り組む)		
平成25年		若者・女性活躍推進フォー	9月「企画参与」(非常勤	
(2013年)		ラムの開催	特別職)の設置	
(== , ,			17771777 47 112 112	
		│ 「配偶者からの暴力の防止		
		及び被害者の保護等に関		
		する法律」改正		
		3 の以上100円		
		 「日本再興戦略」の中核に		
		「女性の活躍推進」が位置		
T. # 0 0 /=		づけられる		
	第58回国連婦人の	「日本再興戦略」改定201		
(2014年)	地位委員会「自然災	4に「『女性が輝く社会』の	室」を設置	
		実現」が掲げられる	F I	
	平等と女性のエンパ		「いわて女性の活躍推進	
	ワーメント」決議案採	女性が輝く社会に向けた	に関するアンケート調査」	
	択	国際シンポジウム開催	実施	
		「女性活躍加速のための		8月「矢巾町男女共同参
(2015年)		重点方針2015」策定		画基本計画策定に係るア
	「女性と若者の リー			ンケート調査」を実施
		「女性の職業生活における		
	盛り込んだ「仙台行動	活躍の推進に関する法律」		

	枠組み を採択	2015-2030」	公布		
平成28年				3月「いわて男女共同参	3月「第2次矢巾町男女
(2016年)				画プラン」を改訂	共同参画プラン」策定

資料3 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最 重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済 的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す ることをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内 において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共 団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確 保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑 に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われ なければならない。

(国際的協調)

- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市 町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深める よう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵 害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。 (調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際 機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進 を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間

の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他 の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数 の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 - (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。
- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた 審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参 画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会 の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる 者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規 定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参 画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、 この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同 条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 (総理府設置法の一部改正)
- 第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。 第四条第四号の次に次の一号を加える。
- 四の二 男女共同参画社会基本法 (平成十一年法律第七十八号第十三条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

資料 4 岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年条例第61号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第9条 第22条)
- 第3章 岩手県男女共同参画審議会(第23条-第31条)
- 第4章 雑則 (第32条)

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた 社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女 共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の 我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同 参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県 民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参 画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会 を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲 内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (基本理念)
- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを

問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人 としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案 及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんが み、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。 以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。 (県の責務)
- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び 待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させること ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別 的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相 手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え ることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある 過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14 条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以 下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう 必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施 するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は 委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう 努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため 必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

- 第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めると ともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画 推進月間を設けるものとする。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業 に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに 当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境 整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速 に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規 定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の 措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に 規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要 があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものと する。

(市町村に対する支援)

- 第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の 推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を 支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (民間の団体との連携及び協働等)
- 第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。
- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女 共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるもの とする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況 を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

- 第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩 手県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと 認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。 (所掌)
- 第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。 (任期)
- 第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第28条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

資料5

矢巾町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1 本町における男女共同参画推進に関する総合的な施策の樹立とその推進に資するため、矢巾町男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画に関する施策の樹立とその推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画推進に関する調査研究に関すること。
 - (3) その他男女共同参画に関する施策に必要と認められる事項に関すること。 (組織)
- 第3 懇話会は、委員10名以内もって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 町内の各種団体の代表者
 - (3) 町内の企業及び事業所の代表者
 - (4) 男女共同参画サポーター
 - (5) 一般公募による者

(任期)

第4 委員の任期は1年とする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は懇話会を総理し、会議の議長となり懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務 を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、会長が招集する。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

資料 6

矢巾町男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1 本町における男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、矢巾町男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
 - (3) その他男女共同参画に関する施策に必要な事項を協議、調整すること。 (組織)
- 第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は町長を、副本部長は助役、収入役、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。 (本部長及び副本部長)
- 第4 本部長は本部を総理し、会議の議長となる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

- 第6 本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第2各号の事項について調査検討を行い、本部に提案する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる所属の係長職の職員の中から本部長が命じた職員をもって充てる。
- 4 幹事長は総務課長をもって充てる。
- 5 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。

(庶務)

第7 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規

定により、この告示の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この告示による改正後の第3第2項、同第3項及び別表の規定は適用せず、この告示による改正前の第3第2項、同第3項及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この告示による改正前の第3第2項中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3関係)

<u> </u>	
所属	委員
総務課	課長
企画財政課	課長
税務課	課長
生きがい推進課	課長
住民課	課長
農林課	課長
道路都市課	課長
区画整理課	課長
商工観光課	課長
上下水道課	課長
出納室	室長
議会事務局	局長
教育委員会学務課	課長
教育委員会社会教育課	課長

資料7

矢巾町男女共同参画推進懇話会委員名簿

(平成27年7月1日~平成28年3月31日)

	氏 名	区分	分 野	職業
1	廣 田 清	団 体	地域	矢巾町行政区長協議会会長
2	高 橋 徹	団 体	地域	矢巾町コミュニティ連絡協議会会長
3	沼 田 けさ子	団 体	女性代表	矢巾町連合婦人会会長
4	川村卓也	団 体	商工	矢巾町商工会青年部長
5	吉田玲子	団体	商工	矢巾町商工会女性部長
6	佐々木 幸 子	団 体	農政	岩手中央農協女性部矢巾支部長
7	髙 橋 節 子	学識経験 公募		男女共同参画海外派遣研修参加者 元矢巾町男女共同参画推進懇話会委員
8	吉 田 美知子	学識経験 公募		男女共同参画サポーター 元矢巾町男女共同参画推進懇話会委員
9	川原久子	学識経験 公募		男女共同参画海外派遣研修参加者 元矢巾町男女共同参画推進懇話会委員
10	吉田孝子	公 募		男女共同参画サポーター

資料8 矢巾町男女共同参画推進本部員名簿 (平成27年度)

							_					
本部長	町				補	恒		橋		昌		造
副本部長	副	町	Ţ		長	伊		藤		清		喜
副本部長	教	育	1		補	越				秀		敏
本部員	総	務	課	ļ	長	Щ		本		良		司
本部員	企真	画 財	政	課	長	Ш		村		勝		弘
本部員	税	務	課	į	長	佐		藤		健		
本部員	生き	がい	推计	生 課	長	菊		池		由		紀
本部員	住	民	課	Į	長	村		松		康		志
本部員	農	林	課	į	長							
	兼農	業委員	会事	事務局	引長	高	橋		和	1	T	志
本部員	道道	路 都	市	課	長	菅		原		弘		範
本部員	区直	画 整	理	課	長	藤		原		道		明
本部員	商	工観	光	課	長	浅		沼				仁
本部員	上一	下水	道	課	長	扯		田				孝
本部員	出	斜	力		室	税	務	課	長	•	兼	務
本部員	議	会 事	務	局	長	菊		池		清		美
本部員	教育	委員会	;学	務課	油	立		花		常		喜
	兼学校	交給食共	同調	理場	所長			1Ľ		市		=====================================
本部員	教育	委員会社	— - -	—— か	 	Ш		本				功
	1 0 H 3	X K A L		<u> </u>	\X	Ŧ		/ T				•//

資料9 プランの策定経緯

年 月 日	内容
平成27年 7月30日	第1回男女共同参画推進懇話会(計画の趣旨と町民アンケートの内容と実施、今後のスケジュールについて)
8月28日~9月25日	矢巾町男女共同参画社会づくりのための意識調査(町民アンケート)実施
平成27年12月17日	第1回男女共同参画推進本部会議(町民アンケートの集計結果と新男女共同参画プラン(案)の策定スケジュールについて)
平成27年12月18日	第2回男女共同参画推進懇話会(町民アンケートの集計 結果と計画スケジュールについて)
平成28年 1月27日	第3回男女共同参画推進懇話会(新男女共同参画プラン(案)について)
2月 1日~2月29日	パブリックコメントの実施
3月17日	第2回男女共同参画推進本部員会議(新男女共同参画プランについて)
3月25日	第4回男女共同参画推進懇話会(新男女共同参画プラン について)
3月	男女共同参画プランの印刷、配布 印刷部数 100部 配布箇所 町内各小中学校、保育園、事業所、卸セン ター など

田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン 平成28年3月

発行 岩手県矢巾町

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 1 3 地割 1 2 3 番地

TEL:019-697-2111 FAX:019-697-3700

HP-アドレス http://www.town.yahaba.iwate.jp

E-mail info@town.yahaba.iwate.jp

